

平成31年度 南魚沼市保育料(1号認定)月額表

		階 層	1号認定 保育料
非市 課町 税村 民 世 帯 税	1階層	(生活保護法による被保護世帯)	(0)
	2-1階層	(市町村民税所得割額が非課税の世帯を含む市町村民税非課税の母・父子、または在宅障がい者世帯)	(0)
	2-2階層	(市町村民税非課税で上記ほかの世帯)	(3,000)
市 課 税 村 民 世 帯 税	3-1階層	(市町村民税所得割額77,100円以下の母・父子、在宅障がい者世帯)	(3,000)
	3-2階層	(市町村民税所得割額77,100円以下の上記ほかの世帯)	(10,100)
	4階層	(市町村民税所得割額77,101円以上～211,200円以下の世帯)	(15,800)
	5階層	(市町村民税所得割額211,201円以上の世帯)	(21,000)

平成31年度 南魚沼市保育料(2・3号認定)月額表

		階 層	4/1年 齢	3歳未満 (標準時間)	3歳未満 (短時間)	3歳以上 (標準時間)	3歳以上 (短時間)
非市 課町 税村 民 世 帯 税	1階層	(生活保護法による被保護世帯)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	2-1階層	(市町村民税非課税の母・父子、または在宅障がい者世帯)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	2-2階層	(市町村民税非課税で上記ほかの世帯)	(5,500)	(5,500)	(4,000)	(4,000)	
市 町 村 民 税 課 税 世 帯	3-1階層	(市町村民税所得割額48,600円未満の母・父子、在宅障がい者世帯)	(5,750)	(5,650)	(5,000)	(4,900)	
	3-2階層	(市町村民税所得割額48,600円未満の上記ほかの世帯)	(15,500)	(15,200)	(13,000)	(12,800)	
	4-1階層	(市町村民税所得割額48,600円以上～65,000円未満の世帯)	(21,500)	(21,100)	(19,000)	(18,700)	
	4-2階層	(市町村民税所得割額65,000円以上～81,000円未満の世帯)	(23,000)	(22,600)	(21,000)	(20,600)	
	4-3階層	(市町村民税所得割額81,000円以上～97,000円未満の世帯)	(25,500)	(25,100)	(22,000)	(21,600)	
	5-1階層	(市町村民税所得割額97,000円以上～121,000円未満の世帯)	(31,500)	(31,000)	(26,000)	(25,600)	
	5-2階層	(市町村民税所得割額121,000円以上～145,000円未満の世帯)	(36,500)	(35,900)	(27,000)	(26,500)	
	5-3階層	(市町村民税所得割額145,000円以上～169,000円未満の世帯)	(37,500)	(36,900)	(28,400)	(27,900)	
	6-1階層	(市町村民税所得割額169,000円以上～235,000円未満の世帯)	(43,500)	(42,800)	(29,000)	(28,500)	
	6-2階層	(市町村民税所得割額235,000円以上～301,000円未満の世帯)	(46,500)	(45,700)	(29,800)	(29,300)	
	7階層	(市町村民税所得割額301,000円以上～397,000円未満の世帯)	(49,400)	(48,600)	(31,500)	(31,000)	
8階層	(市町村民税所得割額397,000円以上の世帯)	(52,500)	(51,600)	(33,000)	(32,400)		

◎保育料金について

- ◆保育料は全ての利用者が原則として、児童の父母の市町村民税所得割額により決定します。
- ◆父母に一定の収入がない場合には、家計の主宰者の市町村民税所得割額により決定します。
- ◆4月から8月までは前年度の市町村民税額、9月からは現年度の市町村民税額で計算します。
- ◆保育料算定用の市町村民税所得割額は、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除は適用されません。
- ◆入園後に家庭の状況に変更があった場合、保育料が変更されることがありますので、必ず「支給認定変更申請書兼変更届」を在籍している園に提出してください。

◎軽減

- ◆多子軽減の場合の保育料(年齢上限)
 - 1号認定 : 小学3年生までの範囲において最年長の子どもから順に数えて2人目は半額、3人目は無料
 - 2・3号認定 : 同時入園(保育園、幼稚園、認定こども園、小学校就学前の障がい児通園施設に通う兄弟姉妹)を数えて2人目は半額、3人目は無料
- ◆市町村民税所得割額が77,100円以下で母・父子、在宅障がい者世帯の1号認定の第1子は3,000円、2・3号認定の第1子は上限6,000円
- ◆市町村民税所得割額が77,100円以下の母・父子、在宅障がい者世帯の第2子以降は無料
- ◆1号認定児童で市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯は、多子軽減の年齢上限を撤廃
- ◆2・3号認定児童で市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、同時入園にかかわらず第2子は半額、第3子は無料
- ◆市町村民税非課税世帯(2-2階層)は同時入園にかかわらず第2子以降は無料
- ◆上記の軽減を受けない児童で、18歳未満で最年長の子どもから順に数えて、3人目以降となる場合は20%軽減
- ◆平成30年9月の保育料より、未婚のひとり親については、市町村民税所得割額の計算の際に寡婦(夫)控除が適用されたものとみなすことができます。申請をもとに行いますので、対象の方は子育て支援課へ申請してください。

2019.10月から幼児教育・保育施設の保育料が無償化されます。

対象: 3歳から5歳までの児童(1号認定、2号認定)

0歳から2歳までの児童のうち住民税非課税世帯(3号認定の一部)

※副食費(おかず代等)は無償化の対象になっていないため、
無償化後は利用者負担となります。